

[事案 22-158] 年金額支払請求

・平成 23 年 7 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

満期を迎えた養老保険について、年金での実際の受取予定額が、「ご契約のしおり」記載の年金額例表より大幅に少ないとして、増額しての支払を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年 5 月に加入した養老保険について満期を迎えるにあたり、年金特約を付加した場合の受取額を確認したところ、「ご契約のしおり」に記載されている年金額例表の金額よりも少なかった。以下の利率で算定された年金額を支払ってほしい。

- (1) 「ご契約のしおり」記載の年金額例表は、申立契約締結当時の予定利率である 5.0%を用いて作成されているところ、申立契約に年金特約を付加した場合の年金額も、この予定利率を用いて算定すべきである。
- (2) 年金特約約款（申立契約締結当時のもの）に「前項のただし書きの規定によって年金額を等分して支払う場合には、会社所定の利率（年 4%以上）によって計算した利息をつけます。」との規定がある。

<保険会社の主張>

下記理由により、増額しての支払という請求に応ずることはできない。

- (1) 約款において、年金額の計算は、年金基金設定時の会社の定める率（運用にかかる予定利率と経費に係る予定事業費率）によって計算されるものであるから、具体的な年金額は、年金基金設定時の経済情勢により、変動し得るものであることが前提となっている。「ご契約のしおり」の年金額例表は、申立契約締結当時の予定利率 5.0%を用いて、あくまでも例示として作成されたものにすぎない。
- (2) また、申立人の主張の根拠となっている年金特約約款は、年金額の計算における予定利率を定めた規定ではないから、申立人の主張の根拠とはなりえない。

<裁定の概要>

裁定審査会では申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立内容を認めることはできないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 仮に、現時点で、申立人が年金特約の締結を申し出た場合に適用される約款によると、満期保険金が年金基金に充当され、その時点で年金基金が設定される。そして、その年金額の計算は、年金が設定された時点（現時点）での保険会社の定める率によって行われ、現在の予定利率である 1.5%が適用される。
- (2) 申立人の主張の「ご契約のしおり」の該当部分には、約款の「年金特約」を参照するように誘導するマークがついており、実際の内容は「年金特約」によって決まることが分かること、「例表」という言葉からも、記載された年金額は確定したものでない

ことが明らかであること、そもそも、保険契約が附合契約（注）であることから、その契約内容は、約款によるべきであること等から、例表の計算に使用した5.0%の予定利率を適用せよとの申立人の主張は認められない。

- (3) 申立人が主張する、年金特約約款の年金額を等分して支払う場合の規定は、年金を年2回に分けて支払う際に、2回目の支払は、1回目の支払日の支払額に4%以上の利息をつけて支払う旨の規定であり、年金額の算定において用いる予定利率を定めた規定ではない。よって、年4%以上の利率によって計算せよとの申立人の主張も認められない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のこと。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されている。